

日本地球惑星科学連合国際化推進資金取扱規則

2014年3月8日理事会制定

(総則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という。）の、国際化の推進に関わる資金（以下「資金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 この資金は、当連合の公益事業である、地球惑星科学に関わる外国学協会との連携と国際プロジェクトの推進に向け、その活動の一層の発展に資するために、国際化推進資金を設立し、その運用により得られた利益を含めて事業費に充てることを目的とする。

(資金計画)

第3条 この資金は、当連合の余剰金を財源として平成25年度に900万円を積立てる。なお、この資金の積立限度額は、900万円とする。

2 この資金は、平成26年度に390万円、平成27年度に280万円、平成28年度に230万円を取り崩し、第2条の目的に適う事業費に充てる。

(資金の運用方法)

第4条 この資金は特定費用準備資金とし、元本の安全性に配慮して、定期預金で運用する。

(資金の支出)

第5条 本資金は、地球惑星科学に関わる外国学協会との連携強化と国際プロジェクトの推進の目的に、以下の一項に該当する事業に対して支出することができる。

1. 外国学協会との連携強化に向けた調査研究のための渡航費及び招聘経費
2. 外国学協会との国際プロジェクトの推進に掛かる経費
3. 海外学協会が主催する国際会議等での当連合のブース出展に掛かる経費

(資金活用の発議)

第6条 第5条に関しては、当連合の国際学術委員会、広報普及委員会、大会運営委員会、からの発議と理事会の承認により、本資金を活用した事業を実施する。

(資金の維持・管理)

第7条 この資金は第2条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

2 この資金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。

3 この資金は第2条及び5条に規定する事業目的以外に使用することはできない。

やむを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3分の2以上の議決を必要とする。

(事業報告)

第8条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

(規則の改廃)

第9条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、平成26年3月8日から施行する。